

学校運営協議会規則の一部を改正する規則案について

高校教育課高校再編推進室

1 改正の理由

白馬高等学校学校運営協議会（令和4年6月6日第1回開催）から教育委員会に対し、「近年の入学者数の減少等を踏まえ、白馬高等学校が引き続き地域の学校として存続していくためには、より様々な立場の方から、一層多様な意見を聴取する必要がある、協議会委員人数の増員を求める」との意見が述べられたことから、学校運営協議会規則（平成28年長野県教育委員会規則第1号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

学校運営協議会規則第2条第1項について、「委員10人以内」を「委員15人以内」に改める。

3 施行期日

公布の日

(参考)

- 学校運営協議会は、保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことを目的とした制度。
- 平成26年度に再編基準に該当した白馬高等学校に、地元からの強い要望と白馬、小谷両村からの協力を受けて「国際観光科」を設置した際、県と学校、地元自治体等が永続的かつ組織的な協働体制を構築して新しい学校運営を目指すため、平成28年度から学校運営協議会を設置。
- 「審議会等の設置及び運営に関する指針」（平成14年1月18日制定）では、第3（10）で「委員の数は、実効性のある審議又は意見聴取等及び円滑な会議の運営を図るため、15人以内とするよう努めること。」とされている。

学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年 月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

学校運営協議会規則の一部を改正する規則

学校運営協議会規則（平成28年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10人」を「15人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課

学校運営協議会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織) 第2条 協議会は、委員<u>15</u>人以内で組織する。 2・3 (略)</p>	<p>(組織) 第2条 協議会は、委員<u>10</u>人以内で組織する。 2・3 (略)</p>